

認定農業者制度における共同申請のご案内

夫婦や親子で農業経営改善計画の認定が受けられます

認定農業者制度では、**家族経営協定を締結した夫婦や親子などが、共同で農業経営改善計画の認定申請（共同申請）を行うことができます。**

共同申請のメリット

- ・共同経営者としての地位・責任が明確化されます
- ・それぞれの役割分担に基づく経営改善の取り組み促進が期待されます
- ・親子で計画づくりをする場合、将来の経営継承の円滑化にもつながります

家族経営協定とは

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、収益の配分、家族全員が働きやすい就業環境などについて話し合い、取り決めるものです。

指定の様式はありません。様式の例を認定農業者制度 HP に掲載してあります。

(参考HP 農林水産省家族経営協定) <https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

農業経営改善計画、共同申請の条件

以下の1～3を満たすことが必要です

1. 申請者が、全て同一世帯に属する者、またはかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む）であること
2. 家族経営協定等の取り決めが締結されており、その中で当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者すべての合意により決定することが明確化されていること
3. 当該家族経営協定等の取り決めが遵守されていること

共同申請の流れ

①共同申請の希望者(夫婦、親子等)

②家族経営協定書の作成・締結

③農業経営改善計画認定申請書の作成

④申請

最寄りの農業普及指導センターや農業委員会などの指導機関の意見も聞きつつ作成し、第三者である指導機関の立ち合いのもと、締結することにより実効性が高まります。

申請者欄の「個人・法人名」欄に共同申請者全員の氏名、フリガナ、生年月日を連記し、申請書を作成します。

共同申請の申請先は以下のとおりです（営農地のエリアで異なります）

農業経営を営む区域		申請先
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる区域	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

お問い合わせ先

東金市 経済環境部 農政課
農林振興係

TEL 0475-50-1137